

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「ガバナンスの優れた企業とは、株主価値の最大化を目的としながらも、環境的側面や社会的側面にもバランスよく配慮した企業継続という長期的な視点から、フェアでオープンな事業活動を通じて、あらゆるステークホルダーにとっての企業価値を高める経営を行う企業である」という理念に基づき、健全かつ機能性に優れたコーポレート・ガバナンスおよび企業活動の透明性、健全性を確保する企業倫理体制の構築に努めています。

当社は、コーポレート・ガバナンスを強化することが、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認識しており、取締役会等の役割・責務のなご一層の充実をはじめ、適切な情報開示と積極的な株主との対話により、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築いて、企業価値を高める経営に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

1. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、事業機会の創出や営業取引・調達取引関係の維持・強化など、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要と判断できる政策保有銘柄について、資本効率向上の観点に基づき、毎年、取締役会でその保有に伴う便益や保有リスク等の観点から、個別に保有の適否について判断しております。また、投資先との対話を通じて政策保有株式の縮減に取り組み、適切な保有に努めてまいります。

2. 政策保有株式の保有適否に関する判断基準

各事業年度末日を基準日とし、各銘柄における取引利益および年間配当金額から総合利回りを算出し、資本コストと比較する方法による定量的な検証を踏まえた上で、リスク面を含めた中長期的な見通し等を勘案し、継続保有の可否を判断することとしております。

3. 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使基準を次のとおりとしております。

- (1)原則として、全ての議案に対して議決権を行使いたします。
- (2)当該企業の経営方針を尊重した上で、業容、経営状況などを勘案して、議案ごとの賛否を判断いたします。
- (3)当社の企業価値や株主共同の利益に影響を与える可能性のある議案については、個別の対話を通じてその目的および企業価値向上に向けた考え方等を確認した上で賛否を判断いたします。

当社は、上記の「1. 上場株式の政策保有に関する方針」、「2. 政策保有株式の保有適否に関する判断基準」および「3. 政策保有株式に係る議決権行使基準」に基づき、政策保有株式に関する対応を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引が発生する場合には、リーガルチェックを実施することを原則とし、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で取締役会に諮り、内容の是非を判断いたします。

【原則2-4-1 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、取締役会において、多様性の確保についての考え方、人材育成・社内環境整備方針について、以下のとおり決議しております。

【ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの考え方】

京三製作所グループは、経営理念を实践し、企業として持続的な成長を実現するためにはダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(以下、DE&I)の取り組みが不可欠であると考えています。従業員に公平な機会を提供し、また従業員の尊厳を守り、職場での相互尊重を促進するためにDE&Iを推進します。すべての従業員にとって、公平な環境で、偏見がなく、個性を尊重し合える職場環境の整備に努めていきます。

【中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方】

京三製作所グループは、計画的なキャリア開発と体系的な教育プログラムの充実を図ることで個人の自律的な成長を後押しするとともに、中核人材の登用においては、年齢、性別、国籍等の属性に関わりなく、適所適材となる人材登用を推進しています。

その上で、現状十分とはいえない女性管理職の人数を2025年までに2022年比1.5倍に増やすことを始め、外国籍社員、中途採用者を含めた中核人材の多様性確保に向けた取り組みを進めます。

【多様性確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針】

京三製作所グループは、「グローバルな視野を持つ企業に変革していく」ために、従業員が「必要とされている」「成長できている」「自分の能力を發揮できている」など充足感を得られる評価制度と、職場環境の改善など働き方改革を推進し、従業員エンゲージメントの向上と持続的な価値を生み出す人材の育成に取り組みます。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金制度を導入しており、積立金の運用は専門の運用機関に委託しております。また、アセットオーナーとしての機能を高めるべく、担当部署の管理者は必要に応じて運用機関から説明を受けるなど、内部における人材育成についても注力しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)当社は、「KYOSAN VISION」において、企業理念を「「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献する」と公表しております。

内容は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(企業理念：<https://www.kyosan.co.jp/company/vision.html>)

また、中期経営計画、当該事業年度の見通しなどにつきましても策定し、公表しております。内容は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(中期経営計画：https://www.kyosan.co.jp/company/pdf/medium-term_management_plan2025.pdf)

(2)当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をコーポレート・ガバナンス報告書にて公表しております。内容は、同報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)当社は、取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続をコーポレート・ガバナンス報告書にて公表しております。内容は、同報告書「1. 機関構成・組織運営等に係る事項[取締役報酬関係]」をご参照ください。

(4)取締役会は、経営陣幹部の選解任および取締役候補の指名について、指名・報酬委員会の答申を参考として取締役がそれぞれの役割を担うに相応しい能力・資質を有しているかを判断し、決議しております。

なお、取締役候補者の選定にあたり求められる基本的な資質・能力等は以下のとおりです。

- ・取締役としての職務を遂行するにあたり、心身ともに健康であること
- ・誠実さと高い倫理観、および強い責任感を有していること
- ・上場会社としての経営の健全性と充実したコーポレート・ガバナンス構築の観点から、高いコンプライアンス意識を有していること
- ・地域社会、取引先や株主等のステークホルダーへの貢献を通じて、当社の持続的成長と企業価値向上を目指すこと
- ・当社の経営判断に影響を及ぼすおそれのある特別な利害関係がないこと
- ・全社的な見地から自らの意見を積極的に発言できること
- ・会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当しないこと
- ・社内取締役においては、当社の経営および事業に資する経験・能力を有すること
- ・社外取締役においては、中長期的な企業価値向上に資する有用な経歴、具体的には経営、財務・会計、法務、行政、技術開発等の分野で高い専門知識や経験を有すること

また、取締役の解任については、取締役会または指名・報酬委員会は、取締役が前記選任基準を欠く可能性があるとして判断した場合、指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問により、または指名・報酬委員会が自らの判断により、当該取締役が取締役任期を全うすべきか否かを審議し、その審議結果を取締役会に答申します。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を参考に、当該取締役が引き続き取締役を継続すべきでないとして判断した場合に、当該取締役を解任します。

監査役候補の指名は、代表取締役が候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議をもって行っております。

なお、監査役候補者の選定にあたり求められる基本的な資質・能力等は以下のとおりです。

- ・監査役としての職務を遂行するにあたり、心身ともに健康であること
- ・誠実さと高い倫理観、および強い責任感を有していること
- ・業務執行者からの独立性を確保できること
- ・公正不偏の態度を保持し、自らの意見を積極的に発言できること
- ・全社的な見地から客観的に分析し、判断する能力に優れていること
- ・会社法第335条第1項で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと
- ・社外監査役においては、企業経営、財務会計、法律、行政等における高い専門的知見や経験を有すること
- ・監査役のうち1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有すること

(5)経営陣幹部の選解任に際しては、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会において協議を行い、取締役会で決定の上、株主総会の招集通知参考書類に各候補者の指名の理由を記載いたします。

【原則3 - 1 - 3 情報開示の充実】

当社は、2023年3月期から2025年3月期までの中期経営計画において、自社のサステナビリティに関する考え方とその取組みをはじめ、人的資本、知的財産への投資といった課題についても、その取組み方針・内容を開示しております。また、2022年度から気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)のフレームワークをもとに様々なリスクと機会の把握に努めると共に、「脱炭素社会貢献」をマテリアリティ(重要課題)として位置付け、適切な情報開示、対応を進めてまいります。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

当社取締役会は、法令・定款で定められた事項のほか、取締役会規程に定められた事項に関して審議し、承認・決定します。

また、当社取締役会は、取締役会規程に定められた審議事項以外の業務執行に関する事項については、取締役または執行役員の職務権限の範囲において各取締役、執行役員に委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の候補者選定に当たり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、かつ企業経営に必要な専門的知識を有する専門家および企業経営の経験者ならびにこれに準ずる者であることを当社独自の判断基準としております。また専門的かつ幅広い見識を活かして当社の社外取締役としてその職務を全うできると判断できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【原則4 - 10 - 1 任意の仕組みの活用】

取締役会の諮問機関として、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

当社の指名・報酬委員会は、独立社外取締役3名と社内取締役2名の5名で構成されていることを開示しており、委員長は独立社外取締役から選任するなど、その構成からも独立性は十分に担保されております。取締役会は当委員会からの答申や提言につき重要な内容を受け止めて審議・決議にあっております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、各事業部門および管理部門に精通した取締役と会社法および東京証券取引所が定める独立性基準ならびに当社独自の判断基準を満たした独立社外取締役に構成しております。取締役の選任に際してスキル・マトリックスを活用して候補者を決定するとともに、株主総会における取締役選任議案の参考資料としてスキル・マトリックスを開示しております。その内容は、当社ホームページをご参照ください。
(株主総会招集通知: <https://www.kyosan.co.jp/ir/stock02.html>)

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役・監査役の重要な兼職は合理的な範囲としており、その状況は株主総会参考書類や事業報告等の開示書類に記載しております。
(株主総会招集通知: <https://www.kyosan.co.jp/ir/stock02.html>)

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の実効性を高めるべく取締役・監査役からの意見を参考にして、その運営方法や審議事項につき改善を図っております。また、取締役会の更なる実効性確保・向上を目的として、取締役・監査役に対し、無記名式の「取締役会に関するアンケート」を実施しております。アンケートの集計・分析結果をもとに顧問弁護士による客観的な評価も踏まえ取締役会において評価を行い、取締役会の実効性について一定の評価がされました。継続的に取締役会の実効性確保・向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役および監査役が、その求められる役割を果たすために、必要に応じて社内の担当部署または外部専門家による講習会、外部セミナーへの参加などを実施・推奨しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

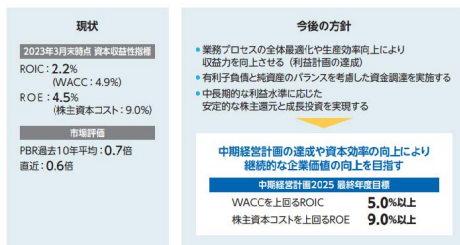
当社は、株主との建設的な対話を促進するために、以下の取組みを行います。

1. 株主総会のほか従来より開催しているIR説明会等の機会を通じて、合理的な範囲で株主との対話の一層の充実に取り組みます。
2. 対話で得られた意見を取締役および経営陣幹部にフィードバックし、企業活動に適切に反映するよう努めます。
3. 経営企画・IR部担当役員を株主との対話全般の統括責任者とし、経営企画・IR部を事務局として、適時・適切に企業情報を開示し株主との対話を推進します。
4. 株主との対話においては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。なお、当社では決算情報に関しては株主の皆様の公平性を確保するため、各四半期の決算日から決算発表日までの期間は、業績の見通しに関する質問・対話は差し控させていただきます。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】

当社の資本収益性指標の水準は市場が期待する資本コストを下回る状況が継続しています。これは市場から企業価値を毀損し続けている状態にあると評価されていることに他ならず、当社の重要な経営課題であると認識しています。

現状を分析・評価し、改善に向けた方針や具体的な取り組みを検討した結果、当社としては中期経営計画に基づき「利益水準を上げ、ROEやROIC自体を向上させること」に注力し、中期経営計画の目標必達を目指します。これは、中期経営計画で目指すROIC、ROEの目標値がそれぞれ2023年3月末時点でのWACC、株主資本コストと同等もしくは上回る妥当な水準であることから、まずは資本収益性そのものを伸長させることが企業価値、ひいては株価を上げるために最も重要であると判断したことによるものです。既にこの方針を全社でコミットし、取り組みを進めております。



詳細は下記をご参照ください。
 ・統合報告書 CORPORATE REPORT
 日本語版: <https://www.kyosan.co.jp/ir/library07.html>
 英語版: <https://www.kyosan.co.jp/english/ir/library07.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	6,089,000	9.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,110,700	8.14
京三みづほ会	4,981,517	7.93
京三製作従業員持株会	3,602,134	5.74
京王電鉄株式会社	3,143,150	5.00
株式会社横浜銀行	3,124,000	4.97
東海旅客鉄道株式会社	1,965,300	3.13
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	1,366,200	2.17
株式会社三菱UFJ銀行	1,013,100	1.61

明治安田生命保険相互会社	1,007,000	1.60
--------------	-----------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

「大株主の状況」は、2023年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。持株比率は自己株式(99,912株)を控除して算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
墨谷裕史	他の会社の出身者													
北村美穂子	弁護士													
笹宏行	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
墨谷裕史			<p>墨谷氏は、2003年6月に東京部品工業株式会社(現株式会社TBK)取締役経営企画部長、2006年6月に株式会社TBK上席執行役員財務部長、2007年6月に同社代表取締役社長、2014年4月から2015年6月まで同社代表取締役会長として活躍されました。</p> <p>同氏は株式会社TBK在籍時に培った企業経営に関する豊富な経験と国際的視野に立った広い知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化が期待できると判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、同氏は独立役員としての属性において高い独立性が認められることから、独立役員として相応しいと判断いたしました。</p>
北村美穂子			<p>北村氏は、2000年4月に第二東京弁護士会、2011年3月にニューヨーク州に登録した弁護士であり、2012年4月には東京簡易裁判所調停委員に就任されております。</p> <p>同氏は弁護士等として培われた高度な知識と国際的視野に立った広い知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化が期待できると判断し、社外取締役に選任しております。同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>また、同氏は独立役員としての属性において高い独立性が認められることから、独立役員として相応しいと判断いたしました。</p>

<p>笹宏行</p>		<p>笹氏は、2001年4月にオリンパス光学工業株式会社（現オリンパス株式会社）内視鏡事業企画部長、2007年6月にオリンパス株式会社執行役員およびオリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役、2012年4月から2019年3月まで同社代表取締役社長執行役員として活躍されました。</p> <p>同氏はオリンパス株式会社に在籍時に培った企業経営、技術・開発に関する豊富な経験と国際的視野に立った広い知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化が期待できると判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、同氏は独立役員としての属性において高い独立性が認められることから、独立役員として相応しいと判断いたしました。</p>
------------	--	--

<p>指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無</p>	<p>あり</p>
-----------------------------------	-----------

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
<p>指名委員会に相当する任意の委員会</p>	<p>指名・報酬委員会</p>	<p>5</p>	<p>0</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>社外取締役</p>
<p>報酬委員会に相当する任意の委員会</p>	<p>指名・報酬委員会</p>	<p>5</p>	<p>0</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>社外取締役</p>

補足説明

取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の確保による取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。

同委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の選解任、報酬の決定等について検討・立案し、取締役会に対して答申を行います。代表取締役社長執行役員である國澤良治、代表取締役専務執行役員である小野寺徹、社外取締役である墨谷裕史、北村美穂子および笹宏行を委員とし、計5名で構成しております。

【監査役関係】

<p>監査役会の設置の有無</p>	<p>設置している</p>
<p>定款上の監査役の数</p>	<p>4名</p>
<p>監査役の数</p>	<p>4名</p>

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と会計監査および内部統制監査に関する監査計画ならびに監査報告に関する会議を定期的開催しております。また、中に問題が発生した場合には、直ちに協議する体制になっております。

監査役会は内部監査室と適宜情報交換を行っており、内部監査室はその時点で終了している監査の概要を監査役会に説明し意見交換を行っております。

<p>社外監査役の選任状況</p>	<p>選任している</p>
-------------------	---------------

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村文男	他の会社の出身者													
榎本ゆき乃	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村文男		同氏が支店長等を務めていた株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)は、当社の主要な借入先であります。同氏は2010年に同行を退職しております。	西村氏は、2001年3月に株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)田町支店長、同5月に同行碑文谷支社長、2010年6月にエムエステイ保険サービス株式会社常務執行役員、2016年6月から2018年6月まで日本カーバイド工業株式会社代表取締役専務執行役員として活躍されました。 同氏は長年にわたる金融機関勤務により培われた財務知識や、企業経営者としての経験に基づく広い知見を有しております。経営全般の監視と有効な助言を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員としての属性において高い独立性が認められることから、独立役員として相応しいと判断いたしました。
榎本ゆき乃			榎本氏は、2000年4月に横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)に登録した弁護士であります。 同氏は弁護士として培われた専門家としての高度な知識と高い見識を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、独立役員としての属性において高い独立性が認められることから、独立役員として相応しいと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績連動報酬と自社株購入という2つの側面でインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

[2023年3月期実績]

取締役および監査役の報酬等の額は以下の通り

取締役 8名 257,400千円(うち社外 3名 34,800千円)

監査役 4名 56,400千円(うち社外 2名 21,600千円)

(注)

1. 取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会において、年額540百万円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第154回定時株主総会において、年額72百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として「取締役報酬規程」を取締役会で決議しております。

その内容は、取締役のうち社内取締役については、役割・担当領域の範囲やグループ経営への影響力の大きさに応じて金額を設定した基本報酬(取締役報酬基準表に基づき月額5,450千円から1,750千円までの範囲で設定)と業績に連動して金額が決定される業績連動報酬としての賞与(取締役賞与支給基準表に基づき総額0円から165百万円までの範囲で設定)を支給することとしております。また、社外取締役については固定報酬のみを支給いたします。

なお、監査役については監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外取締役を3名選任しております。社外取締役に対しては、取締役会事務局という立場から総務・法務部が必要な対応を行っております。

当社は社外監査役を2名選任しております。社外監査役を含む監査役の必要に応じて、内部監査室および関係部署との情報交換を行い密接に

連携しております。なお、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または兼務の監査役スタッフを要請した場合、適宜適切な人財をスタッフとして配置することとしており、現在、内部監査室等の部員2名を兼務の監査役スタッフとして配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

当社は、定款において取締役会決議により相談役、顧問を置くことができる旨を定めておりますが、現在、会社の経営に深く関与する該当者はありません。なお、代表取締役等を退任した者が相談役あるいは顧問に就任する場合でも、前任経営者としての助言等の業務に限られ、経営には一切関与いたしません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【ガバナンスに関する現状の体制について】

当社は、監査役の監督機能を活かしつつ、取締役会の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制の維持・向上を目指し、監査役会設置会社を選択しております。

当社は執行役員制度を導入しており、最高意思決定と経営監督を行う取締役会の機能向上・活性化と、執行役員による業務執行の高度化・迅速化を図り業務を遂行しております。

また、当社は社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営の監督・監視機能の強化に努めております。

なお、取締役の任期につきましては、取締役の経営責任を明確にして経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に即応した経営体制を機動的に構築するため1年としております。

取締役会

取締役会は7名(社外取締役3名を含む)の取締役で構成しております。取締役会は原則毎月1回定時開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営計画に関する事項をはじめ、組織、制度、人事、財務、設備、労働協約など重要事項について審議・承認・決定するとともに、業務執行を監督しております。

また、取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の確保による取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

コーポレート戦略会議

コーポレート戦略会議は、社長執行役員を議長としてコーポレート戦略室統轄役員、業務執行に関わる取締役、事業部長等で構成しております。

コーポレート戦略会議は原則月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、全社もしくは複数部門に跨る経営課題、サステナビリティに関する課題、本会議で決定した事項の執行状況などについて協議、決定しております。

執行会議

執行会議は、社長執行役員を議長として業務執行に関わる取締役、執行役員、常勤監査役、その他社長執行役員の指名する者で構成しております。

執行会議は原則月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、取締役会に付議すべき業務執行に関する事項、取締役会もしくはコーポレート戦略会議で決定した事項の執行に関する事項、経営計画に基づく各部門の業務執行に関する事項、営業・技術・生産に関する重要事項などについて協議、決定しております。

監査役会

監査役会は4名(社外監査役2名を含む)の監査役で構成しております。

監査役会は監査の方針などを決定し、各監査役の監査状況などの報告を受けるほか、会計監査人からは随時、監査に関する報告を受けております。また、会計監査人、内部監査室、子会社監査役との連携を密に行い、内部統制の運用状況の把握を行っております。

監査役は、取締役会、その他の経営に係る重要会議に出席し、経営の健全性や意思決定プロセスの透明性を監査するとともに、取締役からの報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧などにより取締役が行う職務執行における適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行っております。常勤監査役は執行会議に出席し、その内容を監査役会で報告しております。

【社外取締役および社外監査役の役割や機能について】

社外取締役につきましては、企業経営、法律などの専門的な知見により、経営全般の監督と有効な助言を得ております。また、社外監査役につきましても、企業経営、法律などの専門的な観点からモニタリング機能を高め、監査の充実を図っております。

これら社外取締役および社外監査役の客観的および専門的立場から、それぞれ取締役会の最高意思決定機能および経営監督機能の向上・活性化を図っており、経営に対する監督・監視は十分機能していると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役の監督機能を活かしつつ、取締役会の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制の維持・向上を目指し、監査役会設置会社を選択しております。

当社は執行役員制度を導入しており、最高意思決定と経営監督を行う取締役会の機能向上・活性化と、執行役員による業務執行の高度化・迅速化を図り業務を遂行しております。また、当社は、社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営の監督・監視機能の強化に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様にご覧いただくため、定時株主総会開催日より約3週間前を目処に発送するとともに、約4週間前を目処に当社ホームページや株式会社東京証券取引所のウェブサイト等を通じて、すみやかに開示しております。なお、2023年6月23日(金)開催の当社第158回定時株主総会の招集通知は、2023年5月26日(金)にウェブサイト上で開示し、6月2日(金)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主が株主総会に出席いただけるよう、いわゆる「集中日」と予測される日を避けて設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月開催の株主総会から議決権行使の電子化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては、2022年6月24日(金)に開催した第157回定時株主総会から導入いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに掲載しております。 (https://www.kyosan.co.jp/english/ir/stock02.html)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期(中間)決算説明会を開催しております。なお、資料や動画等は当社ホームページに掲載しております。 (https://www.kyosan.co.jp/ir/library06.html)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算関係情報、会社説明資料、内部統制基本方針他適時開示情報を掲載しております。 (https://www.kyosan.co.jp/ir/library03.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRにつきましては、経営企画・IR部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の中長期ビジョンである「KYOSAN VISION」や年度経営方針をはじめ、「企業行動基本規程」等においてステークホルダー重視の経営姿勢を明確にし、当社および子会社の全役員および全従業員に徹底を図っております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>顧客重視、技術力の向上、コンプライアンス、公正な企業活動、積極的な情報開示、人間尊重、良き企業市民、リスク管理、地球環境の保全の9項目で構成する「企業行動基本規程」を制定し、当社および子会社の全役員および全従業員に徹底を図っております。また、ISO14001認証を取得しており、環境マネジメントシステムを継続的に改善・運用しております。なお、2018年度より環境報告書とAnnual Reportを統合した統合報告書を発行しております。 (https://www.kyosan.co.jp/ir/library07.html)</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社「企業行動基本規程」の1項目として積極的な情報開示について定めるとともに、ディスクロージャー・ポリシーとして表現し、当社ホームページに掲載しております。 (https://www.kyosan.co.jp/ir/disclosure.html)</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ガバナンスの優れた企業とは、株主価値の最大化を目的としながらも、環境的側面や社会的側面にもバランスよく配慮した企業継続という長期的な視点から、フェアでオープンな事業活動を通じて、あらゆるステークホルダーにとっての企業価値を高める経営を行う企業である」という理念に基づき、健全かつ機能性に優れたコーポレート・ガバナンスおよび企業活動の透明性、健全性を確保する企業倫理体制の構築に努めております。

当社は、社会の公共性、公益性、安全性に深く関わる事業に携わる企業としての強い責任感と誠実性、倫理観を保持するとともに、法令、社会ルールを遵守して行動することを重要事項と考えており、子会社を含めた内部統制システムを構築・運用しております。

・コンプライアンスについて

当社は、社長執行役員をコンプライアンス責任者としております。

当社および子会社は、法令、規則、社会・企業の倫理規範および「企業行動基本規程」などの遵守徹底に努めております。

・リスク管理について

当社は、社長執行役員をリスク管理責任者としております。

当社および子会社は、「リスク管理規程」に基づくリスク管理体制を構築し、リスク管理の強化を行っております。

・内部監査について

当社および子会社の業務執行におけるリスクを評価し、業務の有効性・効率性および適法性を監査して改善要求・提言を行うほか、内部統制システムに関する整備・運用状況評価を実施しております。

【整備状況】

1. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等(取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者)および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行い、当社および子会社において法令・定款に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合には、取締役に対する勧告、助言など必要な措置を講じております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書および情報を法令および規程に基づき適切に管理しております。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理委員会」を設置し、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行っております。リスク管理委員会の傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を置いており、これら個別リスク委員会の活動状況は各個別リスク委員会の委員長がすみやかにリスク管理委員会に報告を行うとともに、リスク管理委員長の判断により、リスク管理責任者に報告等を行っております。

4. 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役および子会社の取締役等は、年度経営計画に基づき、経営目標達成のために具体的実施事項を策定し、確実に実行しております。

また、取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行っております。

5. 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会等において経営方針などの重要な事項の示達を行い、子会社との連携会議を開催して業務の適正の確保に努めております。また、経営企画・IR部は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認しております。内部監査室は、当社のほか子会社も監査の対象とし、業務監査および内部統制システム整備・運用状況の評価を実施しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が監査役職務を補助すべき専任または兼務の監査役スタッフを要請した場合には、これらを配置いたします。専任または兼務の監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフの業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図ります。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該監査役スタッフは当社の指揮命令は受けないものとしております。

7. 監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の全役員および全従業員は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすリスクが存在する場合は、監査役にその内容を報告いたします。また、コンプライアンス委員会の委員長は、ヘルプラインによる使用人からの通報内容とその調査結果等を、規程に基づき監査役に報告いたします。

8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。また、監査役は、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必

当社の情報開示体制

